

○旭市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドライン

(目的)

第1条 旭市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）は、市内に設置される再生可能エネルギー発電設備について、災害の防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心を確保するために事業者が配慮すべき事項を示すことにより、地域住民への説明会による周知など、事業者による自主的で適正な再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）第2条第2項に規定する設備をいう。
- (2) 発電設備設置事業 再生可能エネルギー発電設備の設置を行う事業（これに附帯する樹木の伐採、盛土、切土等の造成、工事等を含む。）をいう。
- (3) 事業者 再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電設備設置事業を実施し、又は実施しようとする個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 事業区域 発電設備設置事業を実施しようとする区域（発電設備を設置し、稼動及び維持管理するために必要な全ての敷地等を含む。）をいう。
- (5) 発電出力 発電設備において、単位時間当たりに発電できる発電設備全体の最大総出力をいう。
- (6) 地域住民 事業区域を含む自治会の地域に居住する住民をいう。
- (7) 近隣関係者 事業区域の境界から50メートル以内の区域に居住する者及び事業区域隣接地の土地又は建築物を所有する者をいう。
- (8) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号及び第2号に規定する建築物及び特殊建築物をいう。

(対象事業)

第3条 ガイドラインの適用を受ける発電設備設置事業は、次の各号に掲げる発電設備の新設、増設、大規模な改修等を対象とする。

- (1) 太陽光発電設備のうち、発電出力が10キロワット以上のもの。ただし、洋上及び建築物の屋根上に設置するものを除く。
- (2) 風力及びバイオマス発電設備のうち、発電出力が10キロワット以上

のもの。ただし、洋上に設置するものを除く。

- (3) 既に設置済み又は施工中の発電設備と一体的に行う場合で、その合計発電出力が前2号に該当するもの

(市の責務)

第4条 市は、ガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令等及びガイドラインを遵守し、災害の防止、環境及び景観の保全並びに市民の安全及び安心に十分配慮するほか、地域住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、発電設備設置事業に関連する事故等が発生しないよう適切な安全対策を講ずるとともに、事故等が発生した場合は、直ちに対処できるよう十分な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、発電設備設置事業に関して地域住民及び近隣関係者（以下「地域住民等」という。）から苦情等があったときは、地域住民等の理解を得られるよう、対応に努めなければならない。

(事前協議)

第6条 事業者は、発電設備設置事業を実施しようとするときは、当該事業に着手する日の60日前までに再生可能エネルギー発電設備の設置に係る事前協議申出書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長と協議するものとする。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 周知実施報告書（第3号様式）

(3) 発電設備設置事業の実施に当たり法令等による許認可等を受けているときは、その許可書等の写し

(4) 別表に掲げる図書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の事前協議が終了したときは、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る事前協議終了通知書（第4号様式）により、当該事業者に通知するものとする。

(説明会の開催)

第7条 事業者は、前条第1項に規定する事前協議申出書の提出をする前に、事業計画その他発電設備設置事業の実施に係る事項について、地域住民等に対し説明会を実施するものとする。ただし、太陽光発電設備のみを設置する場合の説明会対象者は近隣関係者のみとすることができる。

2 事業者は、前項の説明会において事業計画に対する要望、意見等があったと

きは、誠意をもって対応し、近隣関係者との合意形成に努めなければならない。
(標識の設置)

第8条 事業者は、事業区域内の公衆が見やすい場所に、資源エネルギー庁が定めた事業計画策定ガイドラインに基づき、事業計画の内容を記載した標識を掲示するものとする。

(設置完了の届出等)

第9条 事業者は、第6条の規定による事前協議を行った発電設備設置事業について、設置を完了したときは再生可能エネルギー発電設備の設置完了届出書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、発電設備設置事業について、事前協議終了から設置完了までに期間を要する場合において、必要があると認めるときは、当該事業者から設置の進捗状況に関し、報告を求め、又は調査することができる。

(事業の変更)

第10条 事業者は、第6条第1項の規定による事前協議届出書提出後に、事業内容を変更(次項で定める軽微な変更を除く。)するときは、再生可能エネルギー発電設備事業変更届出書(第6号様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による軽微な変更とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 発電設備の出力の縮小
- (2) 事業区域の面積の縮小
- (3) その他市長が認める軽微な変更

3 事業者は、第1項の変更届出書を提出する前に、変更となる事業内容について、第7条第1項の規定による説明会を実施するものとする。

(発電設備の設置に慎重な検討が必要な区域等)

第11条 事業者は、次の各号に掲げる区域等において発電設備設置事業を計画するときは、関係法令等を遵守するとともに、関係機関との調整を行うものとする。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)に基づく保安林及び地域森林計画の対象となっている民有林
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農用地区域
- (3) 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく農地
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域

- (6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第8号）又は旭市文化財の保護に関する条例（平成17年旭市条例第141号）に基づく指定を受けた文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地

2 事業者は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為、建築物等の建築行為並びに道路、河川、法定外公共物等の占用等について、関係法令等を遵守するとともに、関係機関との調整を行うものとする。

（発電設備設置事業の実施に当たり配慮すべき事項等）

第12条 事業者は、災害の防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心を確保するため、発電設備設置事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項について十分配慮するものとする。

(1) 防災及び安全に係る事項

ア 盛土及び切土面の保護 擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水等により、法面の保護対策を講ずること。

イ 崖地対策 崖地の近隣に発電設備を設置する場合は、崖肩からの離隔、崖肩沿いの排水その他の崖地の崩落対策を講ずること。

ウ 湧水対策 湧水がある場合は、地下排水管の設置その他の適切な措置を講ずること。

エ 軟弱地盤対策 地盤に係る調査を行い、地盤改良の実施その他の適切な措置を講ずること。

オ 土砂崩れ対策 土砂災害が発生するおそれのある地域に発電設備を設置する場合は、擁壁の設置その他の安全上適切な措置を講ずること。

カ 雨水排水対策 降雨量等から想定される雨水を有効に排水するため、事業前後の雨水流出量を算出した上で、排水路の改修、調整池の設置その他の適切な措置を講ずること。

キ 工事の施工に係る安全の確保

(ア) 工事車両の通行及び工事の施工に当たっては、安全を十分に確保し、本市又は地域住民等から安全の確保に係る要請があったときはこれに誠意をもって対応するとともに、工事により道路破損等が生じたときは道路管理者に報告のうえ速やかに復旧を行うこと。

(イ) 工事中の土砂の流出及び粉じんの飛散に対する対策として、必要に応じて排水処理施設、防じんネットの設置その他の適切な措置を講ずること。

(2) 生活環境への配慮に係る事項

ア 騒音対策 工事車両の通行その他の工事の施工に伴う騒音又は振動について、本市又は地域住民等から要請があったときは、適切な対策を講ず

ること。

イ 除草対策 除草剤を散布する場合は、事前に散布の日時を地域住民等に周知するとともに、飛散を防止するための適切な措置を講ずること。

ウ 緩衝帯の設置 発電設備による騒音及び振動の影響を緩和するため、緑地その他の緩衝帯を設けること。

エ 反射光対策 太陽光パネルを設置する場合、事前に地域住民等の理解を得るとともに、必要に応じて、低反射パネルの採用、太陽光パネルの傾きを調整する等の対策を講ずること。

(3) 景観への配慮に係る事項

ア フェンス、植栽等による対策 景観への配慮が必要な地域に発電設備を設置する場合は、通行者、車両等から直接見えないよう、フェンス、植栽等による対策を講ずること。

イ 発電設備の色彩等の対策 発電設備は、周囲と調和した、できる限り目立たない色彩とすること。

ウ 山並み、眺望等に係る対策 尾根線上、丘陵地又は高台に発電設備を設置する場合は、周辺の景観と調和するように配慮すること。

2 事業者は、発電設備の設置工事期間中は、当該工事現場の見やすい場所に、事業者名、連絡先、工事期間を表示するものとする。

(発電設備の設置後の適切な維持管理等)

第13条 事業者は、次の各号に掲げるところにより、発電設備の設置後の適切な維持管理をし、災害、機器の故障等が発生した場合は適切な対処をするものとする。

(1) 発電設備及び敷地の適切な維持管理は、次に定めるところによる。

ア 発電設備については、定期的に保守点検を行うものとし、機器の故障その他の問題が発生したときは、直ちに対処し、適切な維持管理に努めること。

イ 第三者が事業区域内に侵入しないようにフェンス、植栽等による対策を講ずること。

ウ 発電設備の破損、騒音の発生、雨水の流出その他の周辺の環境に影響を及ぼす状況が発生したときは、直ちに適切な対策を講ずること。

(2) 落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生したときは、速やかに現地を確認し、機器等の異常又は発電設備に起因すると認められる異常が発見されたときは、直ちに適切な対策を講ずること。

(設備の廃止等)

第14条 事業者は、発電設備を廃止したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備廃止届出書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 事業者は、当該発電設備の跡地について、原状復帰に努めるなど、適切な措置をとること。
- 3 発電設備設置事業の廃止に伴い発電設備を撤去し、及び廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）並びに太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（平成28年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）に基づき適正に処理すること。

（その他）

第15条 ガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

図書の種類	縮尺	備考
位置図	10,000分の1程度	事業区域の位置を記入すること。
区域図	2,500分の1程度	事業区域及びその周辺を明示すること。
現況・計画重ね図	2,500分の1以上	地形、事業区域、道路名称、高低差、竹木等の現況並びに事業区域内及び隣接地の地番、地目、地積及び所有者の住所氏名を記入の上、土地利用計画を重ねて表示すること。
実測図	1,000分の1以上	事業区域境界を記入すること。
土地利用計画図	1,000分の1以上	地形、事業区域、道路名称、発電設備、排水施設、植栽、柵等の計画を記入すること。
土地造成計画平面図	1,000分の1以上	事業区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、崖又は擁壁の位置、地盤高等を記入し、切土又は盛土を色分けすること。切土又は盛土を行わない場合は、省略可。
土地造成計画断面図 （縦断面図、横断面図）	1,000分の1以上	切土又は盛土をする前後の地盤高及び計画高を記入し、切土又は盛土を色分けすること。切土又は盛土を行わない場合は、省略可。
排水施設計画図	1,000分の1以上	事業区域内及び放流先までの排水施設、経路、排水施設の構造等を記入すること（土地利用計画図で記入している場合は不要）。 事業前後の雨水流出量の算定資料を添付すること。
公図の写し		事前協議申出前3箇月以内のも

		ので、事業区域内及び隣接地の地目、地積及び所有者の住所氏名を記入すること。
法人の登記事項証明書		事業者が法人の場合 (副本は写しで可)
発電事業実施工程表 (任意様式)		住民説明会、事前協議申出、設置着手、設置完了、発電事業開始、発電事業終了等の工程を記入すること。
事業区域の現況写真		事業区域の概要がわかるもの。
関係法令等による許認可等の手続状況報告書 (任意様式)		発電設備設置事業の実施に当たり、法令等による許認可等の手続の申請状況等を記入すること。